

# 一般事業主行動計画

令和6年11月22日～令和9年11月21日

さいとう製菓株式会社

## 一般事業主行動計画

当社は、社員の仕事と家庭生活との両立を支援し、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和6年11月22日から令和9年11月21日までの3年間

### 2. 内容

**目標1：育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施**  
〈対策〉

子の看護休暇の付与を、現状では小学校就学前までとしているが、これを高校卒業するまで付与できるように規定を改定し、社員に周知する。

**目標2：三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度**  
〈対策〉

育児による短時間勤務について、現状では本人の希望があれば、3歳未満の子供を養育する社員が利用できるとしていたが、これを保育・幼稚園の卒業まで短時間勤務を行うことが出来るように規定を改定し、社員に周知する。

**目標3：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施**  
〈対策〉

出産、育児、介護等の理由により退職した社員を対象に再雇用制度を規定し、経験を生かした働きができる機会を作ります。

**目標4：子供たちの教育活動への協力。**  
〈対策〉

工場見学、インターンシップ、出張授業など、子供たちが「働くこと」を理解するために行なわれる活動に、会社として積極的に協力していく。